

掛川市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和5年10月13日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月13日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
18489	オブリージュ柚之木 1号線	梅橋字池之坪84-20	梅橋字柚之木37-7	令和5年10月 日
18490	オブリージュ柚之木 2号線	梅橋字柚之木37-6	梅橋字池之坪84-7	
18491	オブリージュ柚之木 3号線	梅橋字柚之木37-47	梅橋字柚之木37-50	
18492	オブリージュ柚之木 4号線	梅橋字柚之木37-38	梅橋字柚之木37-42	
18493	オブリージュ柚之木 5号線	梅橋字柚之木37-24	梅橋字柚之木37-31	